

令和7年度国有林における無人航空機利活用支援実施事業に係る企画競争応募要領

林野庁では、本事業について、実施者を公募します。なお、本事業の受注を希望される方は、下記に従いご応募ください。

1 総則

令和7年度国有林における無人航空機利活用支援実施事業(以下「事業」という。)に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

事業の内容は、別添「企画作成のための仕様書」のとおりとする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)までとする。

4 予算額

事業の予算総額は、5,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。(ただし、予算総額は予定価格とは異なる。)

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有している者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年10月17日付け26経第879号大臣官房経理課長通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本事業の受注のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、本事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交した協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本事業に係る競争入札の参加及び事業の請負契約手続を行うものとする。

また、全構成員は、上記(1)から(4)の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- ①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記 8 の問合せ先へ提出期限までに提出すること。
- ②規約書等の作成に当たっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

6 提出書類

- (1) 国有林における無人航空機利活用支援実施事業に係る企画書(別紙様式)
- (2) 経費内訳書
別紙様式 2 を参考に、別添 1 「企画作成のための仕様書」 3 (1) から (2) の各項目の明細が分かるようにした上で、本事業の実施に必要な経費の全ての金額(消費税及び地方消費税を含む。)を記載した内訳書
- (3) 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- (4) 参加資格を明らかにするもの(5 (3) の写し)
- (5) 過去 5 年間に於いて、本事業に関連し、又は類似した事業の実績がある場合は、その実績を客観的に証明する書類及びその実績の概要を補足する参考資料
- (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)及び青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況が分かる資料(なお、基準に適合し、認定されている者であることを企画書に記載しておくこと。)

7 説明会の開催

以下の日時において本事業に関する説明会を開催する。ただし、開催希望の申出が無かった場合は開催しないこととするので、開催を希望する者は開催日の前日(ただし、行政機関の休日を除く。)午後 5 時までに、下記第 8 の担当者まで電子メールで申し出ること。また、Microsoft Teams を用いたウェブ会議形式での対応とする。

開催日時：令和 7 年 7 月 9 日(水) 13 時 30 分～

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和 7 年 7 月 22 日(火) 17 時まで
- (2) 提出先及び問合せ先
林野庁国有林野部業務革新班
担当者：塩田 電話 03-3502-6008
e-mail: nf_kakusin_pj*maff.go.jp (送信の際は*を@に置き換えること)
- (3) 提出部数
持参又は郵送により提出する場合は、第 6 に掲げる全てにつき、10 部を提出すること。電子メールにより提出する場合は PDF ファイルを送付すること。
- (4) 提出に当たっての注意事項
① 提出期限必着とし、期限を過ぎて農林水産省に到着したものは無効とする。

- ② 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ③ 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。
- ④ 電子メールにより提出する場合は、別添2に記載の方法で提出すること。
- ⑤ 提出された企画書等は、非公開とする。
- ⑥ 郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による提出を認めるが、提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。
- ⑦ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は全てを無効とする。
- ⑧ 企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添3）について企画提案書等の提出前に確認しなければならない、企画提案書等の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約事項（別添3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた企画提案書等は無効とする。
- ⑩ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
- ⑪ 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

9 企画提案会の開催

企画提案会を行わず、書面審査とする。

10 審査の実施

- (1) 提出された企画書等については、別に定める審査委員会を設置し、次の審査基準に基づき、その内容について審査・採点を行い、得点の最上位の者を契約候補者として選定し、支出負担行為担当官林野庁長官に推薦する。ただし、企画審査委員会が、最上位の者であっても、契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、契約候補者として推薦しないことがある。
- (2) 審査基準
 - ア 本事業の目的・内容を理解しているか。
 - イ 業務内容に関して幅広い知見・人的ネットワークを持っているか。
 - ウ 無人航空機に係る法令知識、操作技術及び国有林野事業への理解は十分か。
 - エ 過去に類似の業務を実施しているか。
 - オ 業務を行うための人的配置や課題等の整理・分析等を行う組織的な実施体制や管理体制がとられているか。
 - カ 森林管理局等の業務実態に合わせたマニュアル等の作成業務について、マニュアルの作成方法に森林管理局の実態を反映するための工夫があるか。
 - キ 森林管理局等の業務実態に合わせたマニュアル等の作成業務について、解説動画の作成に当たり職員に効果的・効率的に伝えるための工夫があるか。
 - ク 講習会の実施業務について、職員への指導方法、開催方法に円滑に習熟させるための工夫があるか。
 - ケ 事業計画は効率的で、無理のないスケジュールとなっているか。
 - コ 所要の経費積算は、事業内容・規模に応じて適正か。
 - サ ワーク・ライフ・バランス等の推進を行っているか。
- (3) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

11 契約の締結

支出負担行為担当官林野庁長官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

12 過去の報告書等の閲覧

応募者は、第6の企画提案書等の作成の参考とするため、国有林における無人航空機の安全飛行に関するマニュアル及び過去の関連する事業報告書等を閲覧することができるので、閲覧を希望する者は第8の担当者まで申し出ること。

13 その他

- (1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。
- (4) 提出者は、公示、企画競争応募要領並びに契約条項を了知の上、応募しなければならない。
- (5) 受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別添様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 - ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 - エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。
- (6) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別添 1

企画作成のための仕様書

1 件名

令和7年度国有林における無人航空機利活用支援実施事業

2 事業目的

国有林野事業においては、業務効率化のために無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用を進めているが、活用度合いについては個人の技量に依るところも大きく、職員の習熟を効率的かつ効果的に図っていく必要がある。令和6年度にドローンの自動飛行・自動撮影、自動飛行区画のオルソモザイク画像の作成及び活用に係る汎用的なマニュアルを作成したが、国有林野事業でドローンの更なる普及を図るために、本事業では森林管理局等の業務実態に合わせた災害対応及び造林業務のマニュアル等の作成と講習会の実施を行う。

3 事業内容

(1) 森林管理局等の業務実態に合わせたマニュアル等の作成

上空からの概況把握を目的とした目視内でのマニュアル飛行と、オルソ化等による計測を目的とした目視外を含めた自動飛行を含むマニュアルと解説動画を作成する。マニュアル等の作成に当たっては、災害対応（例：崩壊発生箇所の現況把握）及び造林業務（例：下刈り等造林事業発生箇所の監督・検査）の業務フローに沿って作成することとするが、詳細については林野庁経営企画課業務革新班（以下「担当部署」という。）と協議の上決定すること。なお、以下の項目については記載を必須とする。

1. 事前準備（機体の点検、飛行計画の作成、必要な申請など）
2. 飛行の実施（留意点含む）
3. 飛行後の事後処理（取得データのオルソ化等の処理や復命書の作成など）

マニュアルは、国有林野事業の業務フローに沿って作成することから、森林管理局にヒアリングを実施した上で案を作成し、林野庁の確認を経て手順等をマニュアルにまとめること。なお、令和6年度国有林野航空機利活用支援実施業務内で、自動飛行及び撮影に当たっての準備、取得データのオルソモザイク化の手順等についてはまとめられているため、マニュアル作成に当たって活用すること。また、(2)の講習会后、マニュアルの記載内容についての過不足を問うためのアンケートを参加者に対して実施し、その結果を踏まえてマニュアルを修正すること。なお、アンケートの聴取内容については、講習会開催の10開庁日前までに担当部署に提出し確認を受けること。

(2) 講習会の実施

(1)で作成するマニュアル等に基づき、森林管理局等の職員を対象とした講習会を実施すること。なお、開催場所については、担当部署と協議の上決定することとし、講習会の実施時期、実施場所、実施内容等について、担当部署の承認を受けること。

ア 開催方法： 災害対応についてはオンライン配信を想定。造林業務については座学と実機（Autel EV0 IIシリーズの活用を前提とするが担当部署と協議すること）を用いた現地研修を想定し、座学はオンライン配信を想定。オンライン配信については、Microsoft Teams を用いたウェブ会議形式とする。

イ 開催時期： 9月～11月の間（現地研修は1地方1泊2日で1回以上を想定）

ウ 受講者： 各回20名程度（現地研修）

エ 講師： 実機での実習は受講者5名に対して講師1名、操縦者1名、補助者1名を想定

オ 研修内容： 作成したマニュアル等に沿って、上空からの概況把握を目的とした目視内でのマニュアル飛行と、オルソ化等による計測を目的とした目視外を含めた自動飛行についての座学と現地演習を実施すること。実際の業

務を想定した研修とするため、造林業務については、造林等の下刈り発注事業を過去に実施した箇所、もしくは予定している箇所で実施する。

- カ その他： 現地演習は昼間飛行を前提とし現地演習で使用する機材については受注者が準備すること。実施に当たり航空法に係る手続はあらかじめ受注者が行うこと。現地演習における演習地までの移動手段については受注者が手配すること。目視外を実施する場合の申請については、受注者があらかじめ行うこと。座学については、職員の業務の参考とするために、録画を行いデータ（休憩時間等の無音部分の削除等の最低限の編集をしたもの。）を提出すること。

4 事業期間

契約締結日から令和8年3月13日まで。

なお、事業実施に係るスケジュール及び体制について計画を作成し、契約締結後10日以内に提出すること。

5 成果物

本調達の成果物は以下のとおりとし、次の場所に提出する。

番号	成果物名	提出方法	納入期限
1	事業計画書	電子媒体で提出	契約締結後、10開庁日以内
2	打合せ議事録	電子媒体で提出	打合せ実施後、5開庁日以内
3	ドローンの飛行マニュアル（災害対応・造林事業）と解説動画	紙及び電子媒体で提出	最終納入期限
4	講習会録画動画	電子媒体で提出	担当部署の指示による
5	完了報告書	紙及び電子媒体で提出	最終納入期限

- ・成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・用字・用語・記述符号の表記については、「「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣文第1号内閣官房長官通知）」を参考にする。
- ・情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にする。
- ・成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、担当部署から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部、電磁的記録媒体は1部を納品すること。
- ・紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- ・電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office又はPDFのファイル形式で作成し、CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ・納品後、農林水産省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

- ・成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。ただし、HDDやSSD等による納品において、自動暗号化等のセキュリティ機能を有する機器はGSS端末に接続できないので、セキュリティ機能を有しない媒体により納品すること。
- ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。また、外見的に本事業の成果物である旨が分かるようラベルを張り付けること。

提出場所：林野庁国有林野部経営企画課（農林水産省北別館8階 ドアNo. 北812）

6 その他

- （1） 業務の目的を達成するために、監督職員は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。なお、受注者は、監督職員と本事業の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施するものとする。受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
- （2） 発注者は、これまでの関連事業の報告書を貸与する。
- （3） 発注者からの貸与物件については、本事業の遂行のためにのみ利用するものとし、本事業と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止する。また、貸与物件は、本事業の完了までに返却するものとする。
- （4） 受注者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本事業の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。
- （5） 受注者は、成果物等について、納品期日までに発注者に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- （6） 本事業における成果物の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本事業の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て受注者に帰属するものとする。

発注者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）及び成果物の所有権は、発注者から受注者に対価が完済されたとき受注者から発注者に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本事業の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- （7） この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要

に応じ発注者と受注者が協議を行うものとする。

- (8) 受注者は、本事業の実施に当たり、本事業に関連する環境関係法令（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）等）を遵守するとともに、本事業の実施が新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ① エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）に努めること。
 - ② プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
 - ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
 - ④ みどりの食料システム戦略<<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>>の理解に努めるとともに、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- (9) 受注者は、本事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（証明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

令和7年度国有林における無人航空機利活用支援実施事業に係る環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

受注者名：
記入年月日：

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するように努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合には、その理由 （ ）		

イ エネルギー削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・下記のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ ）		

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ ）		

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ― 民間事業者・自治体等編―」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどを策定している、もしくは策定を検討する。	☐	☐
・従業員向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

別添 2

電子メールを利用した書類の提出方法

1. 送信先

林野庁経営企画課業務革新班 宛

メールアドレス：nf_kakusin_pj*maff.go.jp（送信の際は*を@に置き換えること）

2. 送信メールの件名

「令和7年度事業応募（無人航空機利活用支援）・事業者名・○/○」としてください。

例：令和7年度事業応募（無人航空機利活用支援）・○○○○○（株）・1/3

※ ○/○は何分割の何番目のメールかを記載してください。

※分割しない場合は1/1としてください。

3. メール本文への記載事項

（1）応募する事業名、（2）事業者名、（3）担当者名、（4）電話番号を記載してください。

4. 受信可能なメール容量

本文を含め7MBです。7MBを超える場合は、分割して送信してください。

5. 添付ファイルの形式及びファイル名

PDF ファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「令和7年度事業応募（無人航空機利活用支援）・提出書類名・事業者名・○/○」としてください。

例1：令和7年度事業応募（無人航空機利活用支援）・企画提案書・○○○○○（株）・1/3

例2：令和7年度事業応募（無人航空機利活用支援）・競争参加資格・○○○○○（株）・1/1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

6. 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時に、メールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、お手数ですが1の送信先（電話の場合：03-3502-6008）に連絡してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画提案書等の提出をもって誓約いたします。

請負契約書（案）

- 1 件 名 令和7年度国有林における無人航空機利活用支援実施事業
- 2 仕 様 等 別添仕様書のとおり
- 3 請 負 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 4 履 行 期 限 令和8年3月13日
- 5 納 入 場 所 林野庁国有林野部経営企画課（農林水産省北別館8階 ドアNo. 北812)
- 6 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 林野庁長官 青山 豊久（以下「甲」という。）（登録番号T8000012050001）と〇〇会社代表 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和7年度国有林における無人航空機利活用支援実施事業について請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

（総則）

- 第1条 乙は、頭書の仕様等に基づき業務を履行し、頭書の仕様等に定める成果物を甲に納入するものとする。
- 2 仕様等に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。
- 3 各契約条項と別添仕様書の内容に齟齬が生じた場合には、別添仕様書の内容を優先するものとする。

（検査）

- 第2条 甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）は、乙から前条に規定する成果物の提出を受けた場合は、これを受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 甲が前項に規定する検査により当該請負業務の内容の全部又は一部が本契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該請負業務が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(請負代金の請求、支払等)

第3条 乙は、第2条第1項に定める検査に合格し、甲への全ての納入及び納入についての甲の確認が完了したときは、所定の手続により請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(請負事業の監督、調査等)

第4条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

- 2 甲は、必要があると認めたときは、業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(仕様書等の変更)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

(契約の解除等)

第6条 甲は甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除し、又は改定することができる。この場合、請負代金を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合。
 - (2) 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合、又は正当な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合。
 - (3) 乙が、この契約に関し不正行為を行った場合。
 - (4) 乙が、破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合。
 - (5) 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合。
- 3 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(契約解除による違約金)

- 第7条 甲は、前条第2項第1号に定める理由によりこの契約を解除した場合には、乙に対し違約金を請求しないものとする。
- 2 甲は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる理由によりこの契約を解除した場合には、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額の支払を乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第8条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第9条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の1

0に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第12条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 乙は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再委託の制限)

第13条 乙は、請負業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「受託者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

- 2 乙は、この請負業務達成のため、請負業務の一部を受託者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下

同じ。)が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該受託者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

ただし、本請負業務の仕様書において上記内容が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。

- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 5 乙は、この請負業務達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。

- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認める時は、乙に対して必要な報告を求めることができる。

- 8 再委託する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

（成果物に係る権利関係）

第14条 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利並びに民法（明治29年法律第89号）第206条に定める所有権は、請負者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提出された資料にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

また、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者は、当該既存著作物の内容について、事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、請負者は、本業務の成果物を、発注者の了承を得ずに、発注者への納入用途以外に利用してはならない。

また、請負者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、さらに、第三者をして行使させないものとする。

（秘密の保持）

第15条 甲及び乙は、この契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密に属する事項

を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害の賠償を行うものとする。

（協議）

第17条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第18条 この契約について、甲、乙協議を要するものにつき協議が調わないとき又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の調停により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲、乙平等の負担とする。

（乙の履行遅延）

第19条 乙は、頭書の履行期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込み日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

2 甲は、乙が頭書の履行期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、遅延利息として頭書の納入期限の翌日から成果物の納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して年3パーセントの割合で計算した金額の支払いを乙に請求することができる。

ただし、その遅延が、天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。

（契約不適合責任等）

第20条 乙は、成果物の検収を行った日を起算日として1年間は、成果物の性能、品質等について補償するものとする。

2 前項に定める保証期間内に、成果物に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」）場合には、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該契約不適合を補修させることができる。

3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
支出負担行為担当官
林野庁長官 青山 豊久

乙 住所
氏名